



冬季死亡災害ゼロ100日運動通信

【運動期間：令和4年11月21日～令和5年2月28日】

令和5年
2月号

「冬季死亡災害ゼロ100日運動」展開中！

冬季死亡災害ゼロ100日運動最終月です。令和5年1月末日時点で死亡災害ゼロ継続中です。
岩手労働局では、2月を「冬季における転倒災害防止対策重点取組期間」とし、冬季の転倒災害防止への取組徹底をお願いしております。事業者の皆様におかれましては、下記の転倒災害防止対策の徹底をお願いいたします。

① 気象情報の活用によるリスク低減の実施

- ア 大雪、低温に関する気象情報を迅速に把握する体制の構築
- イ 警報・注意報発令時等の対応マニュアルの作成、関係者への周知
- ウ 気象状況に応じた出張、作業計画等の見直し

② 通路、作業場所の凍結等による危険防止の徹底

- ア 屋外通路や駐車場における除雪、融雪剤の散布による安全通路の確保
- イ 事務所への入室時における靴裏の雪、水分の除去、凍結のおそれのある屋内の通路、作業場への温風機の設置等による凍結防止策の実施
- ウ 屋外通路や駐車場における転倒災害のリスクに応じた「危険マップ」の作成、関係者への周知
- エ 凍結した路面、除雪機械通過後の路面等における荷物の運搬方法、作業方法の見直し
- オ 凍結した路面や凍結のおそれがある場所(屋外通路や駐車場等)における転倒防止のための滑りにくい靴の着用の推奨

「治療と仕事の両立支援」オンライン地域セミナーが開催されます！

「治療と仕事の両立支援」オンライン地域セミナーが開催されます。事業主や衛生管理者の方から「治療と仕事の両立支援」という言葉は聞いたことがあるけど、具体的に何をすれば良いのか分からないという声をお聞きすることがあります。本セミナーでは企業や医療機関による事例発表・パネルディスカッションが予定されております。オンライン開催となりますので、ぜひご参照ください。参加方法などの詳細は、ポータルサイト「治療と仕事の両立支援ナビ」をご確認ください。



〈ポータルサイト〉
治療と仕事の
両立支援ナビ

治療 両立ナビ

検索



労働災害発生状況(令和4年12月末日時点)

◆令和4年12月末日現在の休業4日以上[※]の労働災害発生件数は188件で前年比+49件(+35.3%)となっています。

新型コロナウイルス感染症によるものを除くと、135件と前年同期比-4件となっています。

◆事故の型別では、転倒が39件で全体の21%を占めており、次いではさまれ・巻き込まれが20件(11%)、墜落・転落が17件(9%)、となっています。

◆業種別では、製造業が37件で全体の27%を占めており、次いで運輸業が20件(うち死亡災害1件)(15%)、建設業20件(うち死亡災害1件)(15%)、保健衛生業17件(13%)、商業11件(8%)となっています。

※事故の型別、業種別は新型コロナウイルス感染症によるものを除きます。

災害事例

《林業》 ○事故の型: 崩壊・倒壊

○30代男性(経験年数6年) ○休業見込み: 2ヶ月

樹高25m、胸高直径20cm以上のかかり木の処理中、かかり木が伐倒予定の方向と反対の方向に倒れ、玉切り作業をしていた被災者に激突したものの。

☑安衛則第478条を遵守し、適切な方法によりかかり木の処理を行うこと。

☑半径が樹高の2倍の距離の円の範囲において、伐倒対象の立木の伐倒を行うもの以外の労働者の立入りを禁止すること。

《食料品製造業》

○事故の型: はさまれ・巻き込まれ

○40代男性(経験年数10ヶ月) ○休業見込み: 3ヶ月

混練機で生地[※]の仕込み中、だまを取ろうと手を入れたもの。

☑回転部に手指が入らないよう蓋等を取り付けること。またインターロック機構を有する安全装置を取り付けること。



一関労働基準監督署

化学物質による労働災害防止のための新たな規制について③

前月号に続き、化学物質による労働災害防止のための新たな規制について改正内容を掲載します。
なお、詳細な内容については、各省令及び通達等を確認いただきますようお願いいたします。

ポイント3

作業環境管理やばく露防止措置等が適切に実施されている場合における特殊健康診断の実施頻度の緩和

2023(R5). 4. 1施行

有機溶剤、特定化学物質(※例外あり)、鉛、四アルキル鉛に関する特殊健康診断の実施頻度について、作業環境管理やばく露防止対策等が適切に実施されている場合には、事業者は、当該健康診断の実施頻度(通常は6月以内ごとに1回)を1年以内ごとに1回に緩和できることとする。

<要件>

- (1) 当該労働者が業務を行う場所における直近3回の作業環境測定の評価結果が第1管理区分に区分されたこと。
- (2) 直近3回の健康診断の結果、当該労働者に新たな異常所見がないこと。
- (3) 直近の健康診断実施後に、作業方法の変更(軽微なものを除く。)がないこと。

<ポイント>

- ① 本改正は、労働者の化学物質のばく露の程度が低い場合は、健康障害のリスクが低いと考えられることから、作業環境測定の評価結果等について一定の要件を満たす場合に健康診断の実施頻度を緩和できることとしたものであること。
- ② 上記要件を満たすかどうかの判断は、事業場単位ではなく、事業者が労働者ごとに行う必要があること。
- ③ 「健康診断実施後に作業方法を変更(軽微なものを除く。)していないこと」とは、ばく露量に大きな影響を与えるような作業方法の変更がないことであり、例えば、リスクアセスメント対象物の使用量又は使用頻度に大きな変更がない場合等をいうこと。
- ④ 健康診断の実施頻度を緩和するに当たっては、労働衛生に係る知識又は経験のある医師等の専門家の助言を踏まえて判断することが望ましいこと。
- ⑤ 健康診断の実施頻度の緩和は、施行後の直近の健康診断実施日以降に、要件を全て満たした時点で、事業者が労働者ごとに判断して実施すること。なお特殊健康診断の実施頻度の緩和に当たって、所轄労働基準監督署や所轄都道府県労働局に対して届出等を行う必要はないこと。

※要件については、施行日前に実施された作業環境測定の評価結果及び特殊健康診断の結果を含んで判断して差し支えありません。

※特殊健康診断の実施頻度の緩和に当たって、所轄労働基準監督署や所轄都道府県労働局に対して届出等を行う必要はありませんが、健康診断実施後は従前のとおり、各健康診断報告書にて所轄労働基準監督署長へ報告する必要があります。

⑥ 四アルキル鉛については、作業環境測定の実施が義務付けられていないが、健康診断項目として生物学的モニタリングが実施されていること等から、①の要件を除き、②及び③の要件を満たす場合に適用することとする。

⑦ **特定化学物質健康診断について、危険有害性が特に高い製造禁止物質及び特別管理物質に係る特殊健康診断の実施については、実施頻度の緩和の対象とはなりません。**

製造禁止物質

- ・黄りんマッチ
- ・ベンジジン及びその塩
- ・四-アミノジフェニル及びその塩
- ・石綿
- ・四-ニトロジフェニル及びその塩
- ・ビス(クロロメチル)エーテル
- ・ベータ・ナフチルアミン及びその塩
- ・ベンゼンゴムのり

- ・ジクロルベンジジン及びその塩
- ・アルファ・ナフチルアミン及びその塩
- ・オルト・トリジン及びその塩
- ・ジアニシジン及びその塩
- ・ベリリウム及びその化合物
- ・ベンゾトリクロリド
- ・インジウム化合物
- ・エチルベンゼン
- ・エチレンイミン
- ・エチレンオキシド
- ・塩化ビニル
- ・オーラミン
- ・オルト・トルイジン
- ・クロム酸及びその塩
- ・クロロホルム
- ・クロロメチルメチルエーテル
- ・コバルト及びその無機化合物

特別管理物質

- ・コールタール
- ・酸化プロピレン
- ・三酸化ニアンチモン
- ・四塩化炭素
- ・1, 4-ジオキサン
- ・1, 2-ジクロロエタン
- ・3・3'-ジクロロ-4・4'-ジアミノジフェニルメタン
- ・1, 2-ジクロロプロパン
- ・ジクロロメタン
- ・ジメチル-2, 2-ジクロロビニルホスフェート
- ・1・1-ジメチルヒドラジン
- ・重クロム酸及びその塩
- ・スチレン
- ・1, 1, 2, 2-テトラクロロエタン
- ・テトラクロロエチレン
- ・トリクロロエチレン

- ・ナフタレン
- ・ニッケル化合物
- ・ニッケルカルボニル
- ・パラ-ジメチルアミノアゾベンゼン
- ・砒素及びその化合物
- ・ベータ-プロピオラクトン
- ・ベンゼン
- ・ホルムアルデヒド
- ・マゼンタ
- ・メチルイソブチルケトン
- ・リフラクトリーセラミックファイバー

【担当者から】令和4年分の「じん肺健康管理実施状況報告」の報告は2月までとなっております。当該報告は、じん肺健康診断の実施の有無にかかわらず、毎年報告が必要なものですのでご注意ください。